

下呂市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市教育長から通知がありましたので、公表します。

令和4年2月22日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

# 令和3年度 定期監査結果（11月実施分） 指摘事項等に伴う措置状況

## 【指摘事項】

1 教育財産の管理について
担当課：教育総務課
<b>指 摘 事 項</b>
<p>教育財産である下呂小学校及び下呂中学校グラウンドの地震観測用施設用地、金山中学校の電気通信施設用地などは、現在、市長名で目的外使用を許可している。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第21条第2号及び第28条では、教育財産は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産で、地方公共団体の長の総括の下に教育委員会が管理するものと規定されている。教育財産は、教育委員会に属する職務権限であることから、その目的外使用については、地教行法に基づき教育委員会で許可行為をされたい。</p> <p>また、下呂市教育委員会事務局組織規則別表（第8条関係）に、事務局の課の分掌事務について規定されているが、その中に「教育財産の管理に関すること」は明記されていない。管理事務についての所在を明確にすることからも同規則に「教育財産の管理に関すること」を記載することを検討されたい。</p>
<b>措 置 状 況</b>
<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>令和3年12月10日に関係課（教育総務課・財務課）で今後の事務の取り扱いについて協議し、教育委員会が許可行為を行うよう事務の変更を行いました。</p> <p>令和3年12月27日財務第33号の関係課宛て通知において、組織内に周知済です。</p> <p>なお、下呂市公有財産等の管理に関する規則の一部改正が必要であるため、今後改正を予定しており、現在は内規により現行規則を一部読み替えて運用しています。</p>

2 学校における不用となった薬品の管理等について
担当課：教育総務課
<b>指 摘 事 項</b>
<p>本件については、平成24年度及び平成26年度実施の定期監査において指摘したところであるが、不用になった実験用薬品でまだ廃棄処分に至っていないものがある。このまま学校に長期間放置すれば管理上のリスクがあるため、廃校となった学校保管分を含め廃棄すべき薬品を洗い出し、廃棄処理費の予算措置を執るなど計画的に廃棄されたい。</p> <p>加えて、一部の学校では、理科準備室と薬品庫のそれぞれの鍵が理科準備室内の戸棚に保管されており不適切であったことから、職員室内で厳重に管理するよう徹底されたい。</p>
<b>措 置 状 況</b>
<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>廃棄すべき薬品については、関係部局と協議し計画的に処理します。</p> <p>薬品庫の鍵については、厳重に管理するよう指導を徹底いたします。</p>

## 【意見】

1 各小中学校タブレットの活用状況について	
担当課：教育総務課・学校教育課	
<b>監 査 意 見</b>	
<p>令和3年度から導入された各小中学校のタブレットについて、2校の中学校及び4校の小学校における活用状況を確認した。各校とも導入決定から配付までに十分な準備期間が無く、日々の業務が多忙な中においても、研修会などにより教諭自身が知識や技量を高められ、試行錯誤中ではあるが、教育目標達成のためのツールとして特色を生かした授業に積極的に活用されていることが確認できた。これは、今後の下呂市を担う児童、生徒が情報化社会に対応出来るよう、教育委員会及び各学校関係者がICTの活用に関向きに取り組まれた結果であり、敬意を表するものである。</p>	
<p>① 導入当初はインターネットが繋がりにくい状況であったが、教育委員会による原因調査、通信環境整備により現在は改善しているとのことだが、まだ接続に支障を来している学校があることを確認した。教育委員会において、令和4年度に小学校の児童全員への配付を計画されているが、タブレット使用に支障を来さないよう通信環境の整備を実施されたい。</p>	
<p>② タブレットの各家庭への持ち帰りは、通信環境が異なることで不公平が生じることから行われていないが、今後、授業内容の変化やデジタル教科書の導入が想定されることから、タブレットを使用した予習、復習にも対応していく必要がある。先進自治体の事例を参考にするとともに、各家庭の通信環境を十分に考慮した対策を取り、持ち帰りに関するルールの策定など前向きに検討されたい。</p>	
<p>③ ICT環境の整備に伴い、機器の更新や不具合時の修繕等に多額の費用が必要になることが予想される。機器の更新計画を策定され、基金創設も視野に入れた対応をされたい。</p> <p>以上3点について、対応を検討されたい。</p>	
<b>措 置 状 況</b>	
<p>(措置済、<b>改善中</b>、未措置)</p>	
<p>①順次対応していきます。</p>	
<p>②ルールの策定など、前向きに検討します。</p>	
<p>③予算の範囲内で機器の更新を行っていきます。基金については検討をします。</p>	

## 2 個性ある学校教育推進補助金について

担当課：教育総務課・学校教育課

### 監 査 意 見

個性ある学校教育推進補助金については、平成30年11月の定期監査において、補助対象経費としているものの中で、当該補助金の趣旨にそぐわないと思われる支出が見受けられたことから、本来の趣旨や目的に沿って活用されるよう指摘を行った。当該指摘を受け教育委員会において、平成30年12月7日付で教育部長名により学校長宛てに「個性ある学校教育推進事業補助金の運用について」の文書が出され、補助金として適当でないと思われる内容、指摘を受けての対応などが示され、現在まで運用されていることから、今回、活用状況について令和2年度及び令和3年度分の確認を行った。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策により、当初計画した事業が見送りとなったものがあつた他、新型コロナウイルス感染症対策を早急に進めるため、対策用の備品、消耗品などの支出を当該補助金で対応することを教育委員会が認めたことから、新型コロナウイルス感染症対策に係る支出が見受けられた。また、一部の学校においては、補助金の趣旨にそぐわないと思われる学校運営に係る経費が支出されていた（具体例：公費負担でない支払いに伴う振込手数料）。

なお、現在の予算執行方法は補助金として各学校に交付して、学校長の裁量によって、別途会計で執行されているものであるが、この予算の本来の趣旨や目的から判断すると、自治法第232条に規定する地方公共団体の事務を処理するために必要な経費に該当するものである。

今後においては、公金の取扱事故を未然に防ぐため、一般会計に予算計上し、支出の内容を教育委員会も確認出来る体制を検討されたい。また、補助金の趣旨にそぐわないと思われる学校運営に係る経費の支出については、支出する科目がなく、やむを得ず当該補助金から支出したとのことであつた。教育委員会において実態を調査し、正規の支出科目で執行出来るよう検討されたい。

### 措 置 状 況

(措置済、改善中、**未措置**)

監査指摘の補助金の趣旨にそぐわないと思われる学校運営に係る経費が支出されていたとのことなので、各学校に対して補助金の目的及び趣旨を明確に指導します。令和4年度については予算編成が済んでおり、これまでどおり補助金として支出しますが、令和5年度の予算は一般会計予算に計上できるのかを検討、協議します。